

支援金の対象とする業務用LPガスについて

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金については、業務用（例：飲食業）としてLPガスを利用している県内中小企業者を対象としていますが、家庭用LPガスと業務用LPガスの区分に係るお問合せが増えていることから、本支援金の対象となる業務用LPガスの事例をお示しします。支援金申請に当たっての参考としてくださるようお願いいたします。

【支援金の対象となる業務用LPガスの事例】

- ・LPガスの契約者が施設所有者の中小企業者であって、アパート、寄宿舍等に、LPガスの供給を受けている。
- ・住居としての利用がなく、事業に使用している事務所にLPガスの供給を受けていて、エアコン、給湯、炊事等の用途にLPガスを利用している。
- ・主として、業務の用途（クリーニング、理美容、旅館、飲食店料理等）にLPガスを使用している。

LPガスの供給契約については、LPガス販売事業者ごとにさまざまな取り扱いがなされていますので、ご不明な点がある場合は、LPガス販売事業者にLPガス供給の契約内容等について十分にご確認くださるようお願いいたします。

また、支援金制度についてご不明な点があれば以下の担当までお気軽にお問い合わせください。

青森県商工労働部地域産業課

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金担当

TEL 017-734-9373